

福井県地域福祉支援計画

平成31年3月

福 井 県

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
第2章 地域福祉を取り巻く状況	
1 人口と世帯の状況	4
(1) 人口の状況	4
(2) 世帯の状況	5
2 少子高齢化の状況	6
(1) 少子化の状況	6
(2) 高齢化の状況	8
3 支援が必要な者の状況	10
(1) 要介護認定者の状況	10
(2) 障害のある者の状況	11
(3) ひとり親家庭の状況	12
(4) 生活保護の状況	13
(5) ひきこもり相談の状況	13
(6) 虐待の状況	14
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	15
2 基本目標	16
第4章 施策の展開	
基本目標1 地域福祉を支える人づくり	17
1-1 ボランティア活動者の確保	17
(1) 福祉教育の充実	17
(2) 多様な年代を対象としたボランティア体験	17
(3) 国体・障スポボランティアを地域の社会貢献活動に誘導、拡大	17
1-2 地域における福祉活動の中核となる担い手の育成	18
(1) 多様な担い手の連携	18
(2) 民生委員・児童委員活動の充実	18
1-3 福祉人材の安定確保	18
(1) 保育士確保体制の充実	18
(2) 保育士の負担軽減	18
(3) 介護職員等の定着促進	18
(4) 介護人材等の安定的確保	19
(5) 多様な人材の活用	19
(6) 介護ロボットの導入支援	19
(7) 外国人材の確保促進	19
基本目標2 誰もが住みなれた地域で生活できる地域づくり	21
2-1 住民主体の地域福祉活動の促進	21

(1) 地域のつながりの力の維持・醸成	2 1
(2) 見守り活動の実施	2 1
(3) 気軽に通える「通いの場」等の整備	2 1
2-2 誰にも優しいまちづくり	2 2
(1) 施設のバリアフリー整備の促進	2 2
(2) 障害に関する県民理解の促進	2 2
(3) 心のバリアフリーの推進	2 2
(4) 認知症サポーターの養成	2 2
(5) 認知症高齢者等の日常生活支援	2 2
(6) 成年後見制度の利用促進	2 2
(7) 虐待防止の取組の充実	2 3
(8) 地域で暮らす外国人への支援	2 3
(9) 人権意識の高揚	2 3
2-3 災害に備えた体制の整備	2 3
(1) 福祉避難所運営体制の整備促進	2 3
(2) 要配慮者の避難体制の整備	2 3
(3) 社会福祉施設の防災強化	2 3
(4) 災害ボランティア推進体制の構築	2 4
基本目標3 地域福祉サービスの基盤づくり	2 7
3-1 包括的な支援体制の整備	2 7
(1) 社会的孤立の防止	2 7
(2) 市町における包括的な支援体制の整備の促進	2 7
(3) 相談支援包括化推進員の育成	2 7
(4) 共生型サービスの普及	2 9
(5) 生活困窮者の自立支援	2 9
(6) 再犯防止推進計画の推進	2 9
(7) ひきこもりの相談支援	2 9
3-2 福祉サービスの質の向上	2 9
(1) 福祉サービス苦情解決制度の活用	2 9
(2) 福祉サービス第三者評価制度の利用促進	2 9
基本目標4 市町への支援、計画の推進	3 2
4-1 市町への支援	3 2
(1) 市町地域福祉計画の改定支援	3 2
(2) 市町との円滑な情報共有	3 2
4-2 計画の推進	3 2
(1) 計画の進行管理	3 2
参考資料	3 3
社会福祉法（抄）	3 4
各個別計画の概要	3 8
福井県社会福祉審議会委員名簿	4 3
計画策定の経過	4 4

本 編

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、要介護者などの支援を必要とする人や社会的に孤立するおそれのある人が増える一方、これまで地域で活動してきた担い手が減少し、住民のつながりが希薄化するなど、地域における支え合いの機能が低下してきています。

また、近年、高齢の親と無職独身の子が同居する「8050問題」や介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」などの複合的な課題や、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の課題が発生するなど、地域福祉に対するニーズが複雑・多様化しています。

こうした中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係ではなく、地域住民等が地域の課題を「我が事」として共に支え合い、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

国においては、「地域共生社会」の実現に向けた施策を推進するために、2017年6月に社会福祉法が改正されました。改正法では、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を図ること、市町において複合的な課題や制度の狭間の課題に対応できる包括的な支援体制の整備に努めること、県および市町において地域福祉（支援）計画の策定に努めることが規定されました。

県ではこれまで各福祉分野の個別計画を推進し、必要な支援に努めてきましたが、社会福祉法の改正を受け、分野横断的に地域福祉を推進するため、「福井県地域福祉支援計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画として、市町の地域福祉計画の策定や地域福祉推進に関する取組を広域的な見地から支援する計画です。

また、この計画は、福井県障害者福祉計画、福井県老人福祉計画、福井県元気な子ども・子育て応援計画などの個別計画と連携・整合を図り、各計画に共通する地域福祉に関する事項や個別計画では対応できない事項について、地域福祉の視点から横断的、総合的に定める計画です。

3 計画期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、定期的に調査、分析および評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

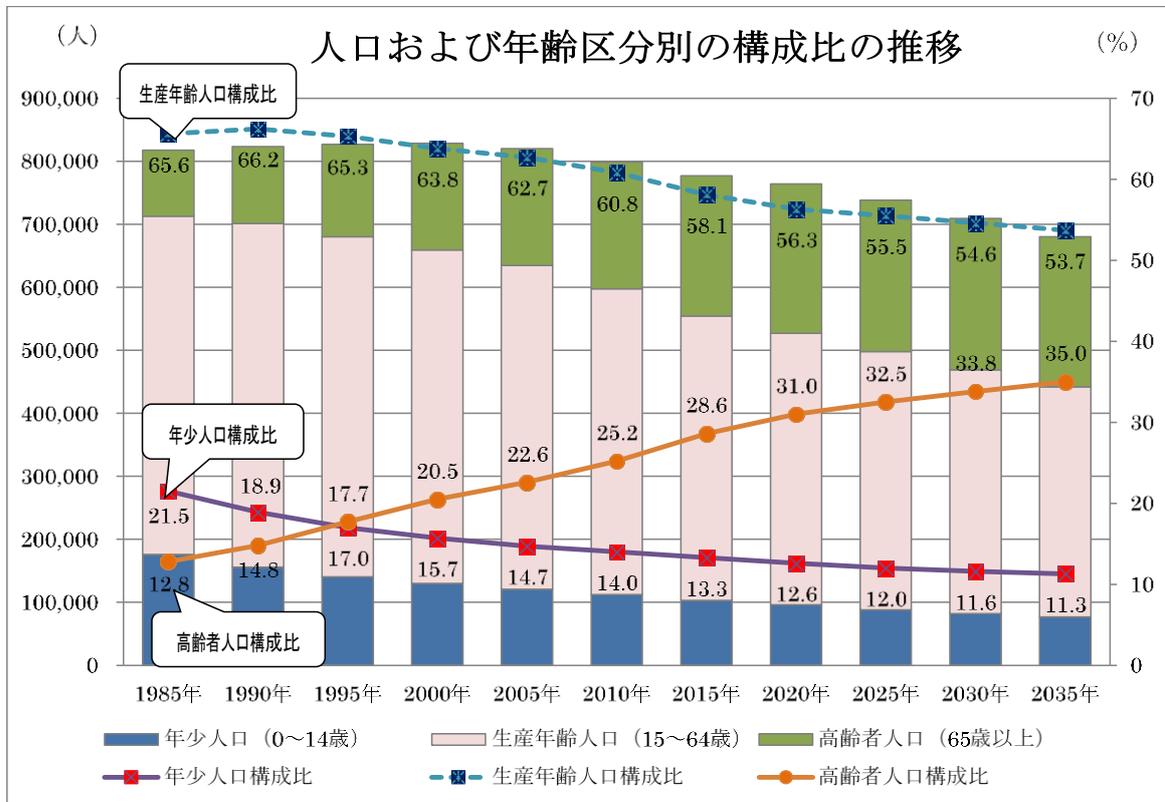
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(1) 人口の状況

本県の人口は、1999年をピークに年々減少し、2015年では786,740人となっています。年齢区分別で見ると、年少人口と生産年齢人口は年々減少し、高齢者人口は年々増加しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少は続く見込みで、2035年には約68万人となる見込みです。



単位 (人)

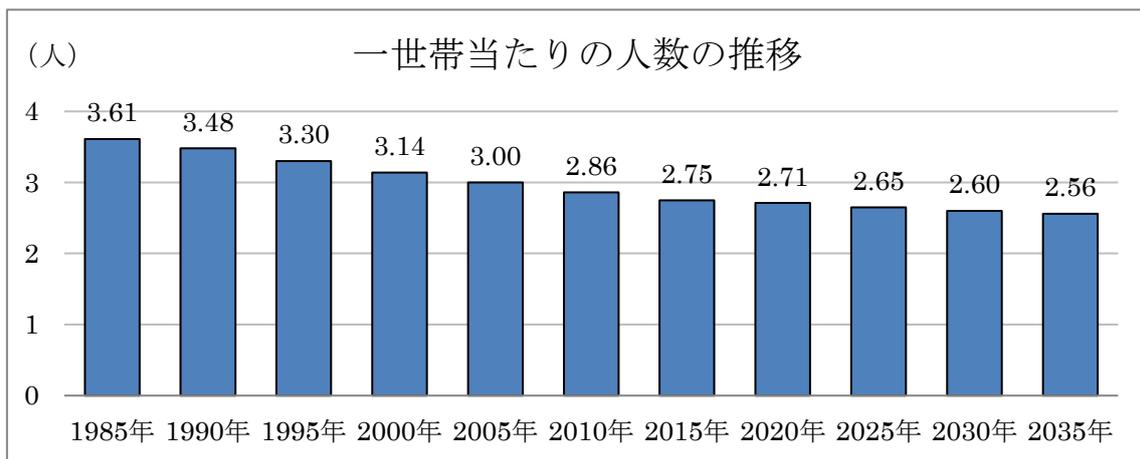
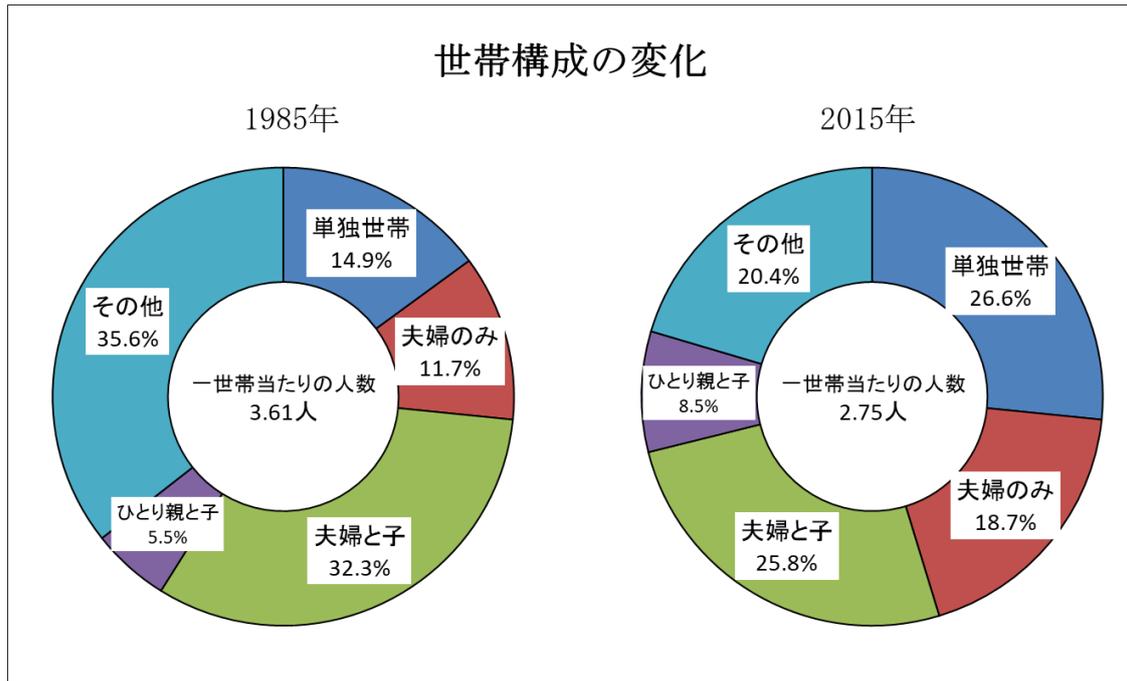
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
総人口	817,633	823,585	826,996	828,944	821,592	806,314	786,740	764,000	738,000	709,000	680,000
高齢者人口	104,794	121,940	146,728	169,489	185,501	200,942	222,408	237,000	240,000	240,000	238,000
生産年齢人口	536,679	545,297	539,592	529,017	513,858	485,409	451,409	431,000	410,000	387,000	365,000
年少人口	176,135	155,998	140,593	130,143	120,745	112,192	102,986	96,000	88,000	82,000	77,000

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」

(2) 世帯の状況

本県の世帯構成を1985年と2015年で比較すると、単独世帯や夫婦のみ世帯の割合が約2倍となっています。

また、単独世帯や2人世帯が増加しているため、一世帯当たりの人数は2015年には2.75人と減少傾向にあり、推計によると、2035年には2.56人に減少するとされています。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

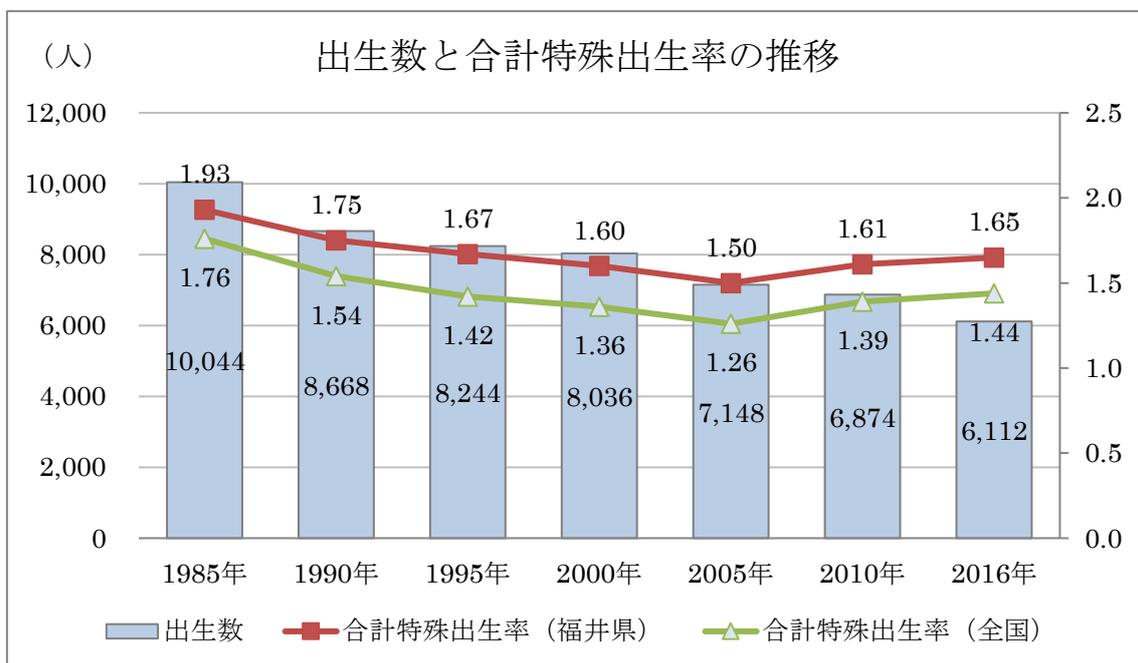
2 少子高齢化の状況

(1) 少子化の状況

少子化が進行している主な要因として、結婚した男女が持つ子どもの数の減少と、未婚化・晩婚化の進行が挙げられます。

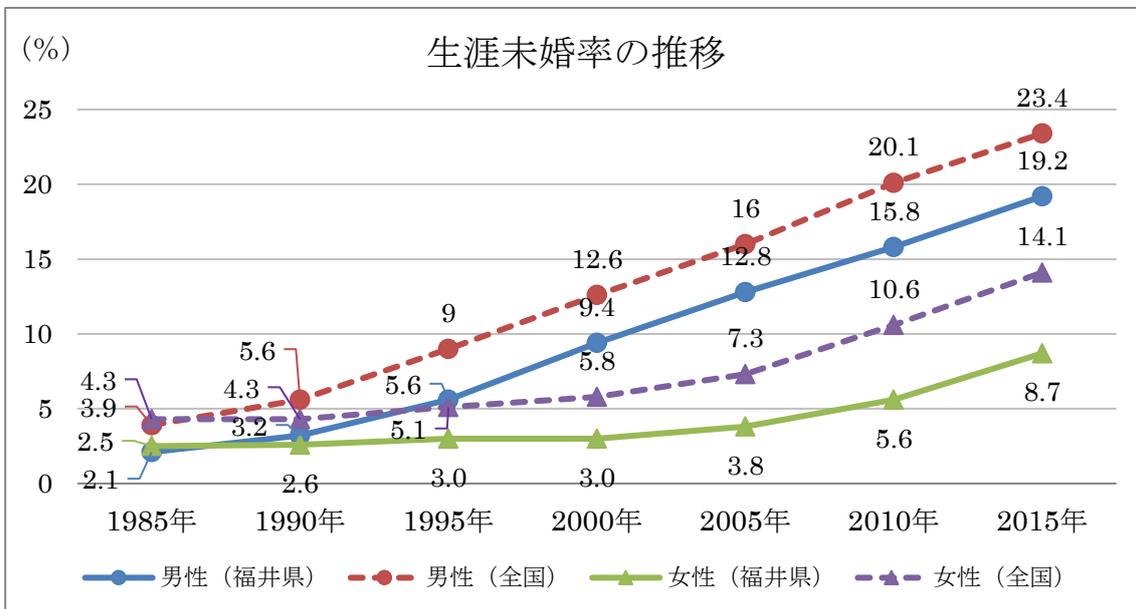
本県の出生数は、1985年には約1万人でしたが、減少傾向にあり、2016年には6,112人となっています。

また、合計特殊出生率は2016年では1.65となっており、全国平均(1.44)に比べると高い数値となっています。



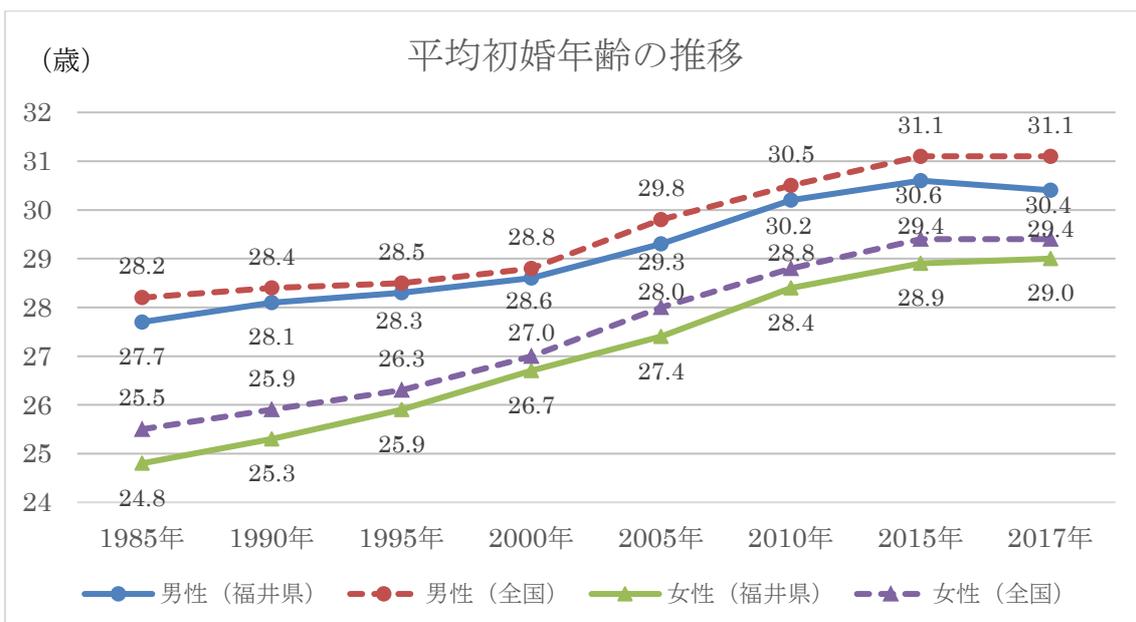
出典：厚生労働省「人口動態統計」

生涯未婚率は、1985年には男女とも2%台でしたが、2015年には男性が19.2%、女性が8.7%と急上昇しています。全国と比較すると、男女とも全国より低くなっています。



出典：総務省「国勢調査」

平均初婚年齢をみると、2017年は男性が30.4歳、女性は29歳であり、全国平均よりも早く結婚していますが、1985年と比較すると、男性で2.7歳、女性では4.2歳上昇しており、晩婚化が進んでいます。

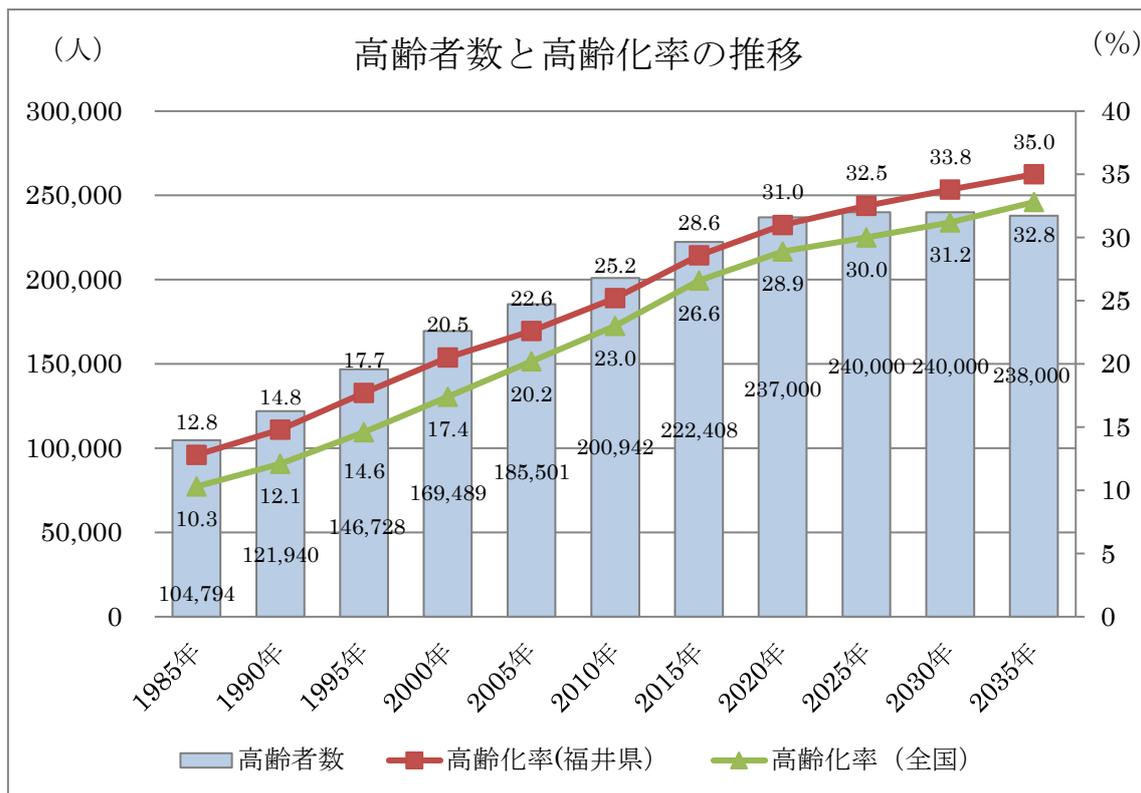


出典：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 高齢化の状況

本県の高齢者（65歳以上）の数は、年々増加し、2015年では222,408人となっています。

また、高齢化率は2015年で28.6%となっており、全国平均（26.6%）より2年程度高齢化が進んでいます。推計によると2035年には高齢化率が35.0%になるとされており、今後も高齢化が進展すると見込まれています。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」

本県の一人暮らし高齢者の割合は、全国平均と比較すると低い水準にありますが、年々、高まっており、数も増加しています。

一人暮らし高齢者の状況

		平成17年		平成22年		平成27年	
		一人暮らし 高齢者数	高齢者に 占める割合	一人暮らし 高齢者数	高齢者に 占める割合	一人暮らし 高齢者数	高齢者に 占める割合
福井県	男	4,378人	5.7%	5,643人	6.7%	8,766人	9.6%
	女	13,642人	12.5%	15,713人	13.4%	18,395人	15.9%
	計	18,020人	9.7%	21,356人	10.6%	27,161人	12.2%
全国	男	1,051千人	9.7%	1,386千人	11.1%	1,924千人	13.3%
	女	2,813千人	19.0%	3,405千人	20.3%	4,003千人	21.1%
	計	3,864千人	15.1%	4,791千人	16.4%	5,928千人	17.7%

出典：総務省「国勢調査」

3 支援が必要な者の状況

(1) 要介護認定者の状況

2000年の介護保険制度創設以来、本県の要介護認定者（要支援認定者を含む。以下同じ。）は増加の一途をたどっています。2017年4月の要介護認定者（65歳以上に限る。以下同じ。）の数は約4.1万人で、要介護認定率（高齢者に対する要介護認定者の割合）は17.9%となっており、全国平均の18.0%をやや下回っています。

今後も、加齢に伴う虚弱の進行により要介護状態になりやすい後期高齢者や、外出や会話の頻度が少なく身体機能が低下しやすい一人暮らし高齢者世帯などが増加することにより、要介護認定者の増加は続いていくと見込まれます。

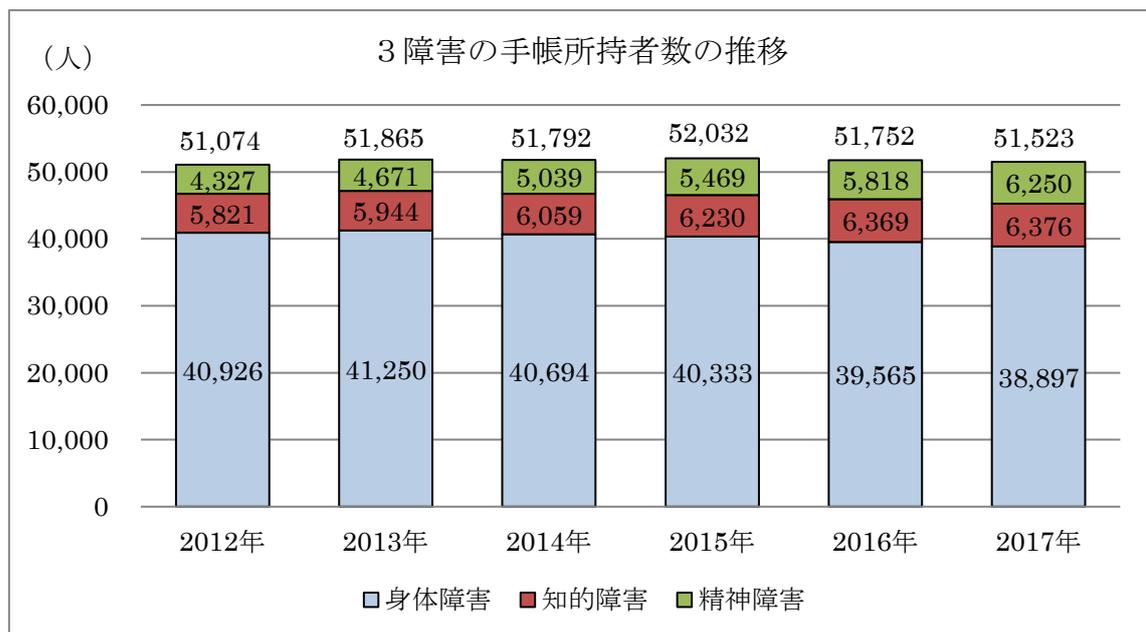


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(2) 障害のある者の状況

本県の障害のある人の全体数を手帳の所持者で見ると、2017年度末現在、身体、知的、精神の3障害合計51,523人で、5年前の2012年度末と比べ、約1%増加しています。

障害種類別では、身体障害者手帳所持者が38,897人、療育手帳所持者（知的障害）が6,376人、精神障害者保健福祉手帳所持者が6,250人で、2012年度末と比べると、身体障害は減少しているのに対し、知的障害と精神障害が増加しています。



出典：県障害福祉課

(3) ひとり親家庭の状況

2017年4月現在の本県の母子世帯数(推計)は6,912世帯、父子世帯数(同)は608世帯で、母子または父子世帯が全世帯に占める割合は2.67%となっています。

2012年と比べると、世帯数、世帯割合ともほぼ横ばいになっています。

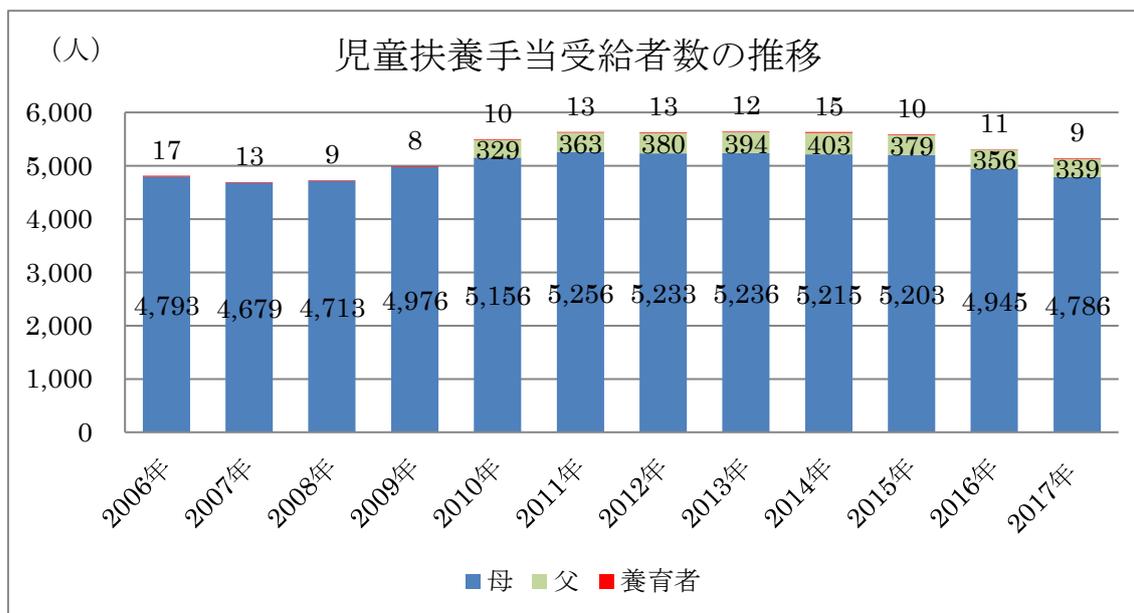
ひとり親世帯数の推移(4月1日現在:推計)

	2007年	2012年	2017年
母子世帯	6,412世帯	6,835世帯	6,912世帯
父子世帯	378世帯	568世帯	608世帯
合計(A)	6,790世帯	7,403世帯	7,520世帯
全世帯数(B)	272,058世帯	277,219世帯	281,955世帯
世帯割合(A/B)	2.50%	2.67%	2.67%

※母子・父子世帯数：児童扶養手当およびひとり親家庭等医療費助成事業の受給資格者等(前年度末現在)から推計
 ※全世帯数：4月1日現在「福井県の人口と世帯(推計)」

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定のために支給される児童扶養手当の受給者数は、2011年度以降ほぼ横ばいでしたが、近年やや減少しており、2017年度末で5,134人となっています。

また、2017年度の1世帯当たりの年間支給額は443,585円となっています。



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

(4) 生活保護の状況

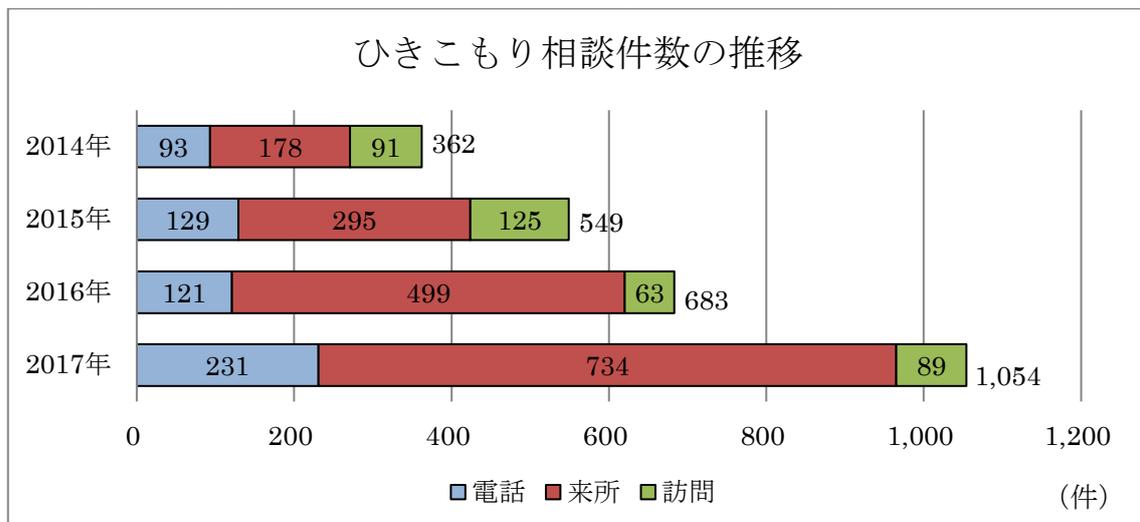
本県の被保護人員は年々増加しており、2017年度に4,173人となっています。保護率も年々増加していますが、2017年度は5.36%で全国平均(16.8%)と比べ低くなっています。



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」「被保護者調査」

(5) ひきこもり相談の状況

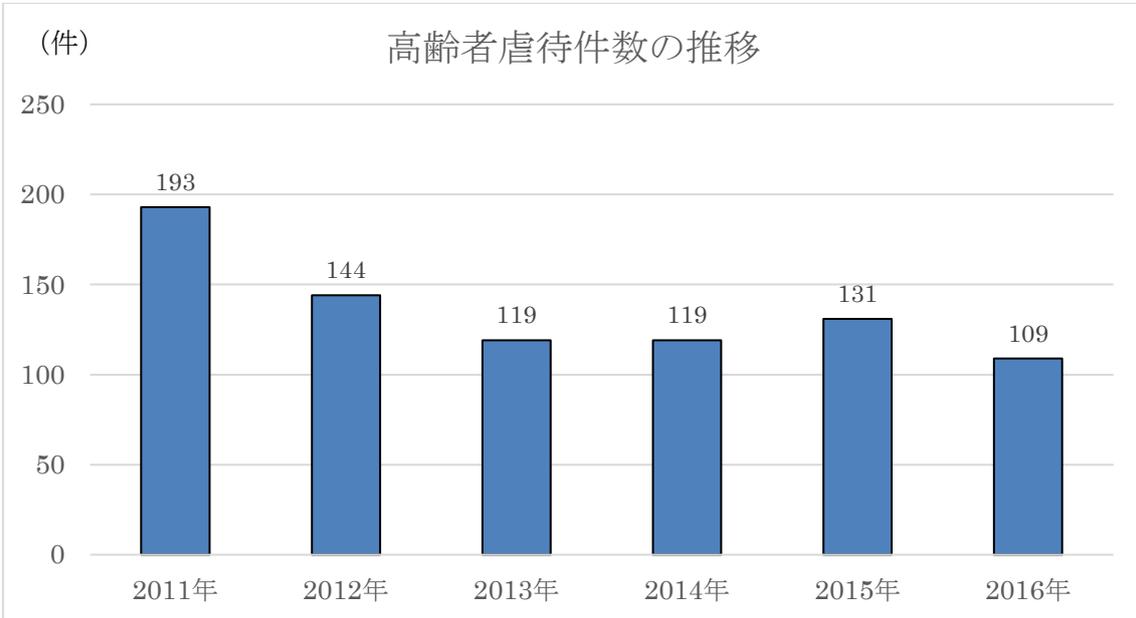
本県のひきこもり相談件数は年々増加し、2017年度は1,054件となっています。2014年度の362件と比べ約3倍に増加しています。



出典：福井県ひきこもり地域支援センター

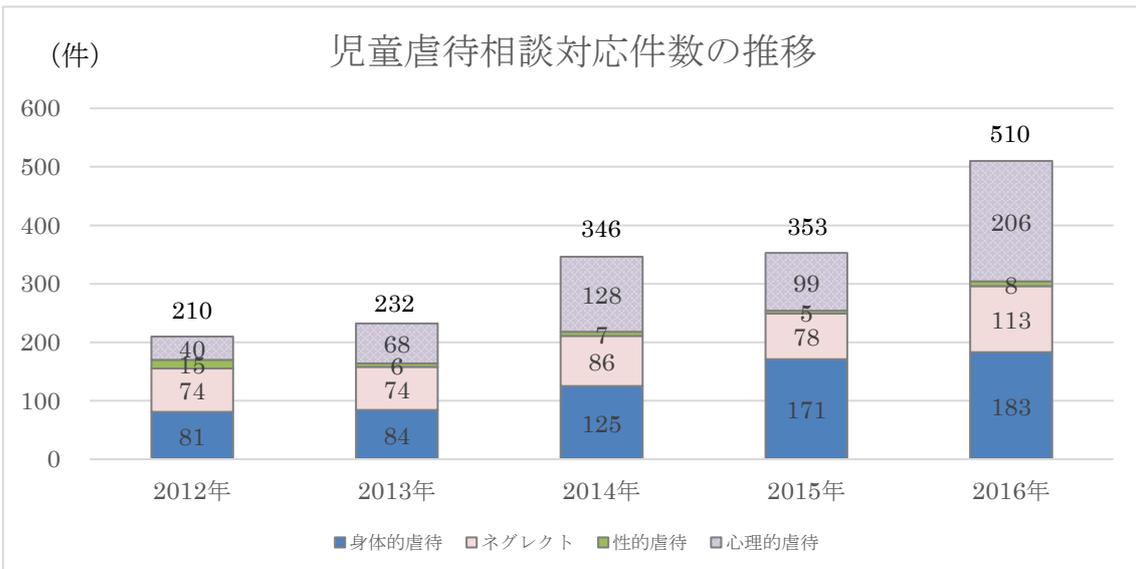
(6) 虐待の状況

市町における高齢者虐待に関する相談・通報のうち、虐待と判断された件数は2011年度には193件ありましたが、2016年度は109件となっており、近年、減少傾向となっています。



出典：厚生労働省

児童相談所が対応した児童虐待に対する相談対応件数は2012年度が210件だったのに対し、2016年度は510件となっており、4年間で約2.4倍になっています。虐待の種類別では心理的虐待の増加傾向が顕著となっています。



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

身近な地域で互いに支え合い、誰もが安心して幸せに暮らせる
地域社会の実現

急激な人口減少や少子高齢化が進んでいるなかで、社会全体を動かしていく鍵となるのは福祉であると考えられます。そのような社会を考えたときに、これまでのように高齢者、障害者、児童等の福祉を個別の体系で推進していくことや別々の体系で人材を用意していくことには限界があります。しかし、例えば、子どもと高齢者の施設を併設することにより、人材や施設、サービスを共用できるだけでなく、子どもと高齢者の間のふれあいや助け合いが期待できます。今後は、このように施設や人材など様々な物事を複合化していくことを考える必要があります。

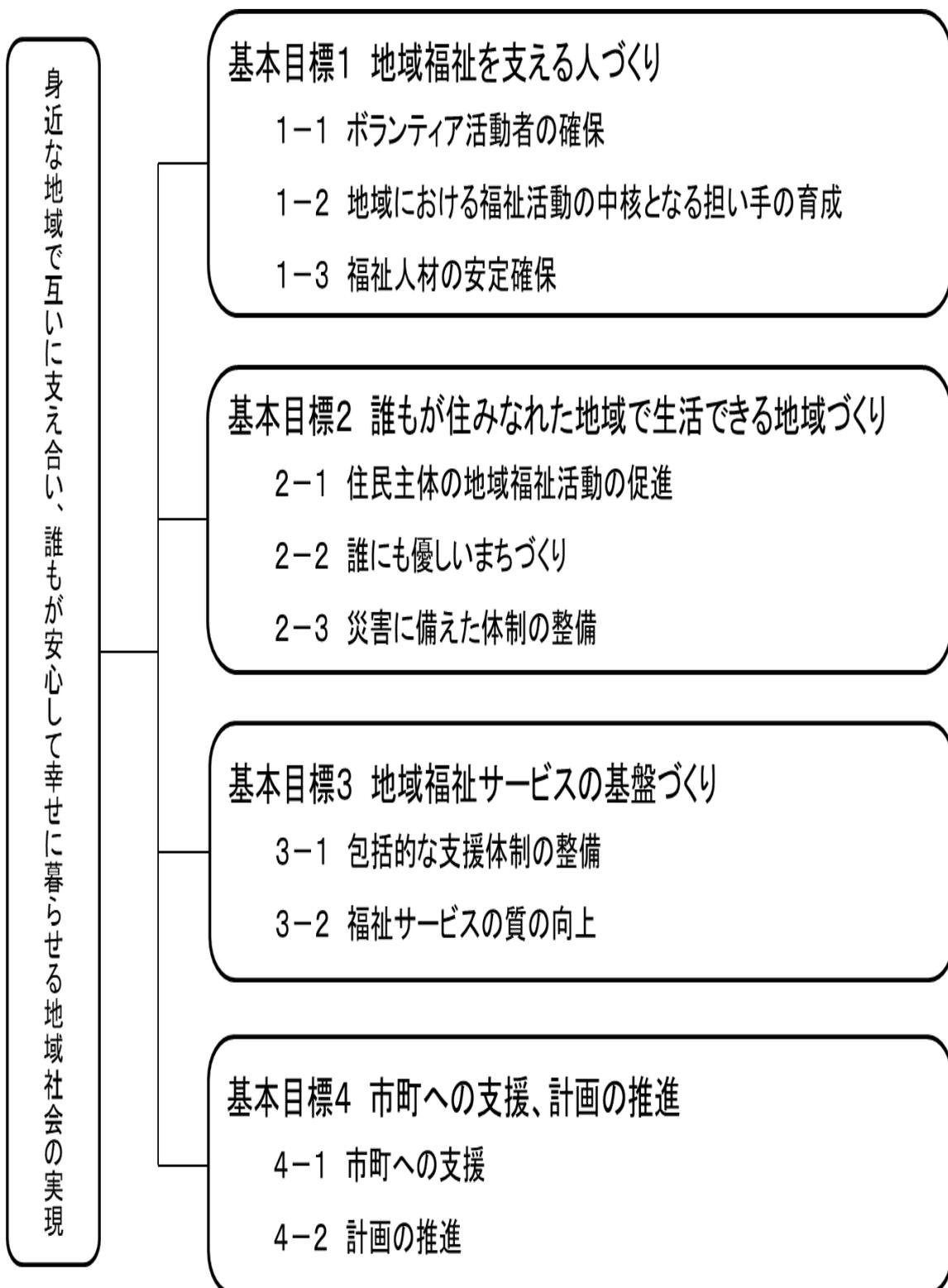
また、世帯構造や産業構造の変化により、以前は家族の中で支え合っていたものが公的支援を中心に支えられる形に変化してきました。しかし、社会全体が縮小している現状に直面している今、縦割りでの公的支援に限界が見え始めています。そして、支え合いの仕組みを地域の中で実現していくことが求められています。

2025年には団塊の世代の人々が後期高齢者となり、2040年頃には高齢化社会がピークとなることを見込まれており、持続可能な社会保障財政の運営にも影響が及ぶことが懸念されています。

こうしたことから、これまでの「受け手」と「支え手」という関係や制度・分野ごとの「縦割り」の考え方を超えて、地域で暮らす方々や地域の様々な団体が主体的に地域活動に参画し、人や資源が世代や分野を超えてつながることで、暮らしや生きがい、地域をともに創る「身近な地域で互いに支え合い、誰もが安心して幸せに暮らせる地域社会の実現」を推進します。

2 基本目標

基本理念の実現のために、以下の4つの項目を基本目標として、具体的な施策を推進します。



第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化の進展にともなう生産年齢人口の減少により、地域福祉を担う人材の不足が喫緊の課題となっています。また、従来のような、区長や自治会長、民生委員、福祉委員による支え合い活動にも限界があります。

そこで、ボランティアやNPO活動など地域活動への住民参加のきっかけづくりや、地域活動の中核となる担い手の育成支援が求められています。また、介護職員等の福祉専門職など、福祉活動を担う人材の安定的確保や資質向上、定着支援が必要となっています。

【施策の方向】

1-1 ボランティア活動者の確保

(1) 福祉教育の充実

地域ぐるみで福祉教育を推進するため、福井県社会福祉協議会が運営する「福井県ボランティアセンター※1」から助成を受けた市町社会福祉協議会が、学校関係者や民生委員等と協働して、地域の小中学生などを対象に高齢者、障害者との交流会やボランティア体験、福祉講演会など、実際の体験を通じた学びの場の提供に努めます。

(2) 多様な年代を対象としたボランティア体験

「福井県ボランティアセンター」において、学生や社会人など多様な年代を対象とした社会福祉施設でのボランティア体験事業を実施し、地域住民等の地域福祉活動への参加のきっかけづくりに努めます。

(3) 国体・障スポボランティアを地域の社会貢献活動に誘導、拡大

国体・障スポの1万5千人のボランティアが、大会終了後、地域におけるボランティア活動に取り組むことを支援し、地域における社会貢献活動の活性化につなげます。

1-2 地域における福祉活動の中核となる担い手の育成

(1) 多様な担い手の連携

ボランティア、自治会長、民生委員、福祉委員など地域の多様な担い手の連携による福祉活動の推進に努めます。

(2) 民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員※₂による地域福祉の推進のために、活動拠点である地区民生委員協議会の活動を支援します。

また、民生委員・児童委員の定数を増やすことにより負担軽減を図るほか、一斉改選時の新任委員研修や毎年の中堅委員研修など階層に応じた研修を実施することにより活動の充実を図ります。

1-3 福祉人材の安定確保

(1) 保育士確保体制の充実

「福井県福祉人材センター※₃」に保育士・保育所支援センターを設置し、求人情報の収集・発信による潜在保育士※₄の掘り起しやマッチングにより保育人材の確保に努めます。

また、キャリアアップ研修の実施や、キャリアアップに連動した給与改善を図ることにより、保育士の定着促進に努めます。

(2) 保育士の負担軽減

保育補助者※₅の雇上げや、掃除、給食の配膳、後片付けなど保育の周辺業務を行う職員の配置を支援することにより、保育士が働きやすい環境の整備に努めます。

(3) 介護職員等の定着促進

新人、入社3年目等の階層に応じたフォローアップ研修を実施するほか、労働環境改善に取り組む事業所に専門家を派遣し助言・指導を行うなど、就業者が安心して働き続けられる業界への転換を促進します。

また、事業所に対する処遇改善加算の取得促進により介護職員の給与改善を図ります。

(4) 介護人材等の安定的確保

「福井県福祉人材センター」において、無料職業紹介や福祉就職フェアによるマッチング、学校等での説明会を実施し、介護職員等の福祉人材の安定的な確保に努めます。

また、介護福祉士養成校に入学する者やスキルアップを目指す介護職員等を支援するために就学資金を貸与します。

(5) 多様な人材の活用

地域の元気な高齢者や主婦などが、介護施設等において、短時間で、自分の能力に応じた補助的業務などを行う「ちょこっと就労※6」を普及し、シルバー人材センターやハローワークとの連携の下、潜在的な介護人材の確保に努めます。

(6) 介護ロボットの導入支援

介護職員の身体的・心理的負担を軽減するため、移動支援や排泄支援等を行う介護ロボットを導入する事業者に対して助成を行います。

(7) 外国人材の確保促進

外国人介護職員の受け入れを促進するため、介護福祉士養成校が留学生を受け入れた場合の学費や、日本語学習の経費等の助成を行います。

【目標数値】

項目	基準年度 (2017年度)	目標年度 (2023年度)
「福井県福祉人材センター」利用の就職者数	121人	200人
「ちょこっと就労」の実施事業所数	15事業所	75事業所 (2020年度)
介護ロボットの導入事業所割合	5.3%	22.0% (2020年度)
介護福祉士養成校への外国人累計入学者数	24人	70人 (2020年度)

【用語解説】

※1 福井県ボランティアセンター

福井県社会福祉協議会が運営するボランティアの総合窓口。ボランティア活動の紹介や相談、ボランティアに関する研修等を行っている。

※2 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。一部の児童委員は児童に関することを専門に担当する主任児童委員の指名を受けている。

※3 福井県福祉人材センター

社会福祉法の規定に基づき設置されており、社会福祉に関する人材の登録や職業紹介、福祉業務に従事する職員の研修を行っている。福井県社会福祉協議会に設置されている。

※4 潜在保育士

保育士の資格を持っているが、保育所などの保育に係る職場に就業していない者

※5 保育補助者

保育士資格を有さないが、40時間以上の保育実習または子育て支援員研修を受けた者。保育士の補助として短時間勤務を行う。

※6 ちょこっと就労

高齢者等が個々の生活スタイルや健康状態に合わせ、介護施設等において職員の補助（掃除、食事の配膳、片付け等）を行う短時間労働

基本目標2 誰もが住みなれた地域で生活できる地域づくり

【現状と課題】

高齢者のみの世帯や単独世帯が増加していくなかで、地域のつながりが希薄化しており、社会的孤立の増加が懸念されます。また、地域住民が抱える問題を公的サービスでは支援できない事例も増えてきています。地域住民が、その地域で安心した生活を送るためには、地域のつながりのなかで課題やニーズを把握し、解決することが最も効果的です。

そのためには、地域住民や地域団体、ボランティア、NPO、企業などの様々な主体による地域活動の支援が必要です。また、誰もが生活しやすい環境を作ることに加え、地域の1人ひとりが個人として尊重され、思いやり意識を持ち、支え合う地域づくりが求められています。さらに、近年多発している大規模災害への備えも重要な課題となっています。

【施策の方向】

2-1 住民主体の地域福祉活動の促進

(1) 地域のつながりの力の維持・醸成

県内に根付いている社会奉仕やおすそ分け文化など福井県の特色である地域のつながりの力の維持・醸成に努めます。

(2) 見守り活動の実施

自治会、民生委員、地域団体、ボランティア、NPO、企業など多様な主体による高齢者や障害者、児童等の見守り活動を実施します。

(3) 気軽に通える「通いの場」等の整備

地域交流サロンや認知症カフェ、子ども食堂、障害者の集まる場所等の居場所づくりを促進し、高齢者等の社会参加を促進します。

また、市町と連携して地域にある公民館や集落の集会場、空き家を活用した施設など歩いて行ける身近な場所に高齢者等が気軽に通える「通いの場※1」を整備し、社会参加を促進します。

2-2 誰にも優しいまちづくり

(1) 施設のバリアフリー整備の促進

地域の中で誰もが自立した日常生活や社会生活を送るため、民間施設および県有施設のバリアフリーの整備を促進します。

民間施設においては、日常生活に欠かすことのできない小規模商業施設等のバリアフリー整備を支援します。

(2) 障害に関する県民理解の促進

ハートフル専用パーキング利用証※2やバリアフリー表示証など本県が定めた標章の普及を図るとともに、障害のある人のための国際シンボルマークやほじょ犬マーク、ヘルプマーク※3など障害のある人に関する標章の県民の理解を促進します。

(3) 心のバリアフリーの推進

福井県共生社会条例※4の理念等を広く周知するために、市町や各種団体などを対象としたセミナーや出前講座を実施し、官民が一体となって障害者の社会参加や差別意識の解消を促進します。

また、隣保館※5事業により、同和（部落差別）問題をはじめとする差別意識の解消に努めます。

(4) 認知症サポーターの養成

市町と協力して、地域や職場、学校などで、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを養成します。

(5) 認知症高齢者等の日常生活支援

日常生活自立支援事業※6により、判断能力が低下している認知症高齢者等の日常的な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。

(6) 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分で自分で財産管理および身上保護等ができない高齢者や障害者等が適切に成年後見制度※7を利用できるようにするため、相談や受任者調整、後見人育成などの機能を備えた中核機関設置等の市町における成年後見制度利用促進の取組を支援します。

(7) 虐待防止の取組の充実

高齢者や障害者、子どもに対する虐待の防止や早期発見・早期対応に向けて相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。

(8) 地域で暮らす外国人への支援

外国人が地域で安心して暮らせるように、多言語による情報提供や相談体制の充実、日本語学習の支援、外国人住民の地域参加の促進等に努めます。

(9) 人権意識の高揚

人権フェスティバルなどの各種行事を通じて人権尊重意識の普及啓発に努めます。

また、人権の総合相談窓口として福井県人権センターを運営し、人権相談や出前講座を実施します。

2-3 災害に備えた体制の整備**(1) 福祉避難所運営体制の整備促進**

災害時に一般の避難所では生活することが困難な要配慮者※8のための体制整備として、市町における福祉避難所※9のマニュアル作成等を促進します。

(2) 要配慮者の避難体制の整備

平常時から民生委員等が地域の中で災害時に支援が必要な者を把握することができるよう、市町が作成する避難行動要支援者※10名簿の対象者に関する情報共有を促進します。

(3) 社会福祉施設の防災強化

災害時において、高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し対応ができるよう、行政と民間が一体となり、災害福祉支援ネットワーク※11の構築に向けた協議を行い、災害対策の強化を図ります。

また、社会福祉施設に対しては、普段から施設利用者の安全を守り、災害時等には適切な避難行動等がとれるよう、一般防災（地震・風水害等）や原子力防災などに関する理解を深めてもらうための研修会を実施します。

(4) 災害ボランティア推進体制の構築

災害時に設置される市町現地災害ボランティア※12センターを円滑に運営するため、地域の団体で構成する連絡会議の設置を進め、平常時から顔の見える関係を築き、全市町における災害ボランティア推進体制の構築を進めます。

【数値目標】

項目	基準年度 (2017年度)	目標年度 (2023年度)
「通いの場」の設置箇所数	1,828 か所	2,890 か所 (全集落)
共生社会条例に関する出前講座延べ実施回数	—	400 回
認知症サポーター延べ養成数	119,629 人	167,000 人 (2020年度)
成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	0 市町	17 市町
福祉避難所マニュアル作成市町数	8 市町	17 市町

【用語解説】

※1 通いの場

地域住民が気軽に立ち寄り、地域住民同士の交流や各種講座等を楽しむ場。高齢者等の外出促進や地域住民同士の見守り活動につなげることを目的とする。

※2 ハートフル専用パーキング利用証

高齢者や障害者等で、歩行が困難な方等に県が利用証を交付し、利用証の有無により、身体障害者等用駐車場の利用対象者を明確にすることで、適正な利用を確保することをねらいとした制度の対象者に交付するマーク

※3 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク

※4 福井県共生社会条例

全ての県民が障害の有無にかかわらず、互いに支え合い、共生する社会の実現を目指して、障害のある人の社会参加と差別解消を推進するために制定された県条例（平成30年4月施行）

※5 隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設

※6 日常生活自立支援事業

福井県社会福祉協議会および市町社会福祉協議会が、認知症高齢者や知的障害者等の判断能力に不安がある方に対し、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、利用手続きの援助等や日常的な金銭管理等を行うことにより、在宅での自立した生活を支援する事業

※7 成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が不十分なために契約の締結等の法律行為における意思決定が困難な方が損害を受けないように、また、権利が守られるように家庭裁判所が選任する後見人等が判断能力を補う制度

※8 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

※9 福祉避難所

災害時に一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者のために設置される避難所。耐震・耐火構造でバリアフリー化された社会福祉施設等が利用される。

※10 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な方。平成25年の災害対策基本法の一部改正により、市町における避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

※11 災害福祉支援ネットワーク

大規模災害時に福祉施設や福祉専門職の協力を得ながら、要配慮者を福祉的な側面から支援する仕組み

※12 災害ボランティア

被災地等において被災者の要請に応じて自発的に被災者を支援するボランティア。支援物資の搬送・整理、避難住民の生活援助、炊き出しなどを行う。

基本目標3 地域福祉サービスの基盤づくり

【現状と課題】

近年、世帯の中で様々な課題を抱えており、縦割りの支援制度では解決が困難な課題や既存の制度では対応が困難な課題が顕在化してきました。

地域においては、高齢の親と無職独身の子が同居する「8050問題」や介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」などの複合的な課題、ひきこもりや障害者手帳を取得していないが障害が疑われる事例などの制度の狭間の課題が生じています。

そこで、こうした複合的な課題や制度の狭間の課題など地域の様々な課題に対応できるよう、包括的な支援体制の整備促進が必要となってきました。

また、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、サービスの質の向上が求められています。

【施策の方向】

3-1 包括的な支援体制の整備

(1) 社会的孤立の防止

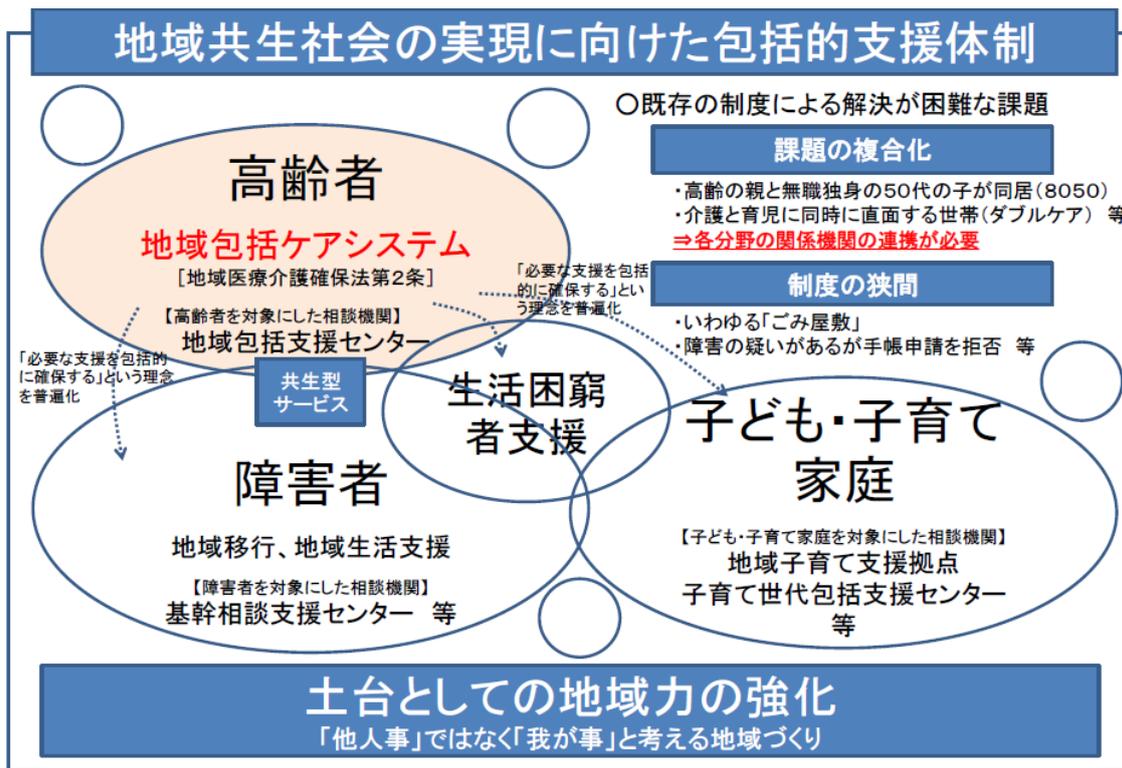
様々な課題を抱える方々が、生活している地域の中で社会的孤立に陥ることがないように、各分野の支援機関と民生委員等の地域の福祉の担い手の連携強化を促進します。

(2) 市町における包括的な支援体制の整備の促進

包括的な支援体制※1の先進事例の紹介や市町と関係機関による意見交換の場を設け、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える相談者等をたらい回しにせず、ワンストップで適切な支援機関につなぐ市町の総合相談窓口の整備を促進します。

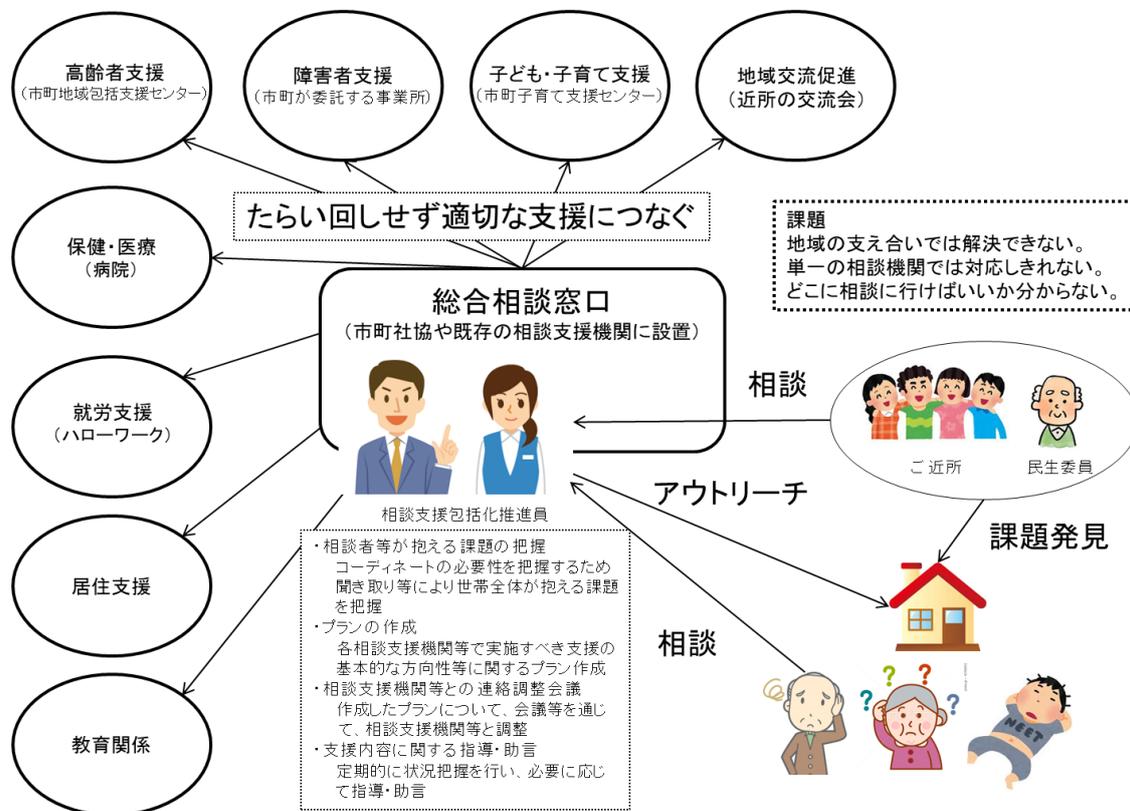
(3) 相談支援包括化推進員の育成

市町における包括的な支援体制において、支援プランの作成や各種支援機関との調整等を行う相談支援包括化推進員※2の人材育成に努めます。



出典：厚生労働省

包括的な支援体制のイメージ



(4) 共生型サービスの普及

同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する共生型サービスの推進に努めます。

(5) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所等において、生活困窮者※³からの相談に早期かつ包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、生活保護に至る前の段階で生活困窮者の自立を支援します。

また、生活困窮者の居住、就労、学習、家計相談など様々な支援に努めます。

(6) 再犯防止推進計画の推進

福井県再犯防止推進計画※⁴に基づき、再犯防止に向けた出所者等への支援体制の整備に努めます。

(7) ひきこもりの相談支援

ひきこもり地域支援センター※⁵において、ひきこもり本人や家族等からの相談に応じるとともに、家庭訪問を中心としたアウトリーチ型の支援を行い、関係機関との連携や情報発信による支援に努めます。

3-2 福祉サービスの質の向上**(1) 福祉サービス苦情解決制度の活用**

事業者段階では解決が困難な苦情を解決するため、福井県社会福祉協議会に設置した運営適正化委員会※⁶において利用者からの苦情を適切に解決します。

(2) 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

社会福祉法人を当事者以外の公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価制度※⁷の利用を促進し、福祉サービスの質の向上を図ります。

【数値目標】

項目	基準年度 (2017年度)	目標年度 (2023年度)
包括的支援体制構築市町数	1市町	17市町

【用語解説】

※1 包括的な支援体制

市町において相談者および相談機関等からの様々な相談にワンストップで対応し、または関係課、相談機関等との連携強化により、各福祉分野の縦割りの支援ではなく総合的に支援を行う体制。社会福祉法の改正により、体制整備が市町村の努力義務として規定された。

※2 相談支援包括化推進員

市町における包括的支援体制の中核を担う人材。複合的な課題や制度の狭間の課題の解決に向けて、関係課や支援機関等を適切にコーディネートする役割を担う。

※3 生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者自立支援法第3条）

※4 再犯防止推進計画

再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき策定する県計画。犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止することを目的とする。

※5 ひきこもり地域支援センター

総合福祉相談所内に設置されているひきこもりの相談窓口。電話や面談でのひきこもり相談を受け付け、必要に応じて家庭訪問を行い、内容に応じて適切な支援機関につなぐ。

※6 運営適正化委員会

福祉サービスの利用に関する苦情等について、当事者同士の話し合いでは解決できない場合や利用者から事業所等に伝えにくい場合に、公平・中立な立場で相談や助言、調査等を行い、苦情の解決に向けて支援する機関。福井県社会福祉協議会に設置されている。

※7 福祉サービス第三者評価制度

社会福祉事業者が提供している福祉サービスの質について、公正・中立な第三者（評価機関）が、専門的・客観的な立場から評価し、認証する制度。サービスの質の向上に向けた事業者自らの取り組みを支援するとともに、利用者が事業者を選ぶ場合の目安にもなる。

基本目標4 市町への支援、計画の推進

【現状と課題】

社会福祉法の改正により、市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されましたが、本県においては、既に全ての市町において地域福祉計画が策定されています。

このため、今後は、市町が社会福祉法の改正により新たに地域福祉計画に記載すべきと規定された内容に合わせて市町の地域福祉計画の改定がなされるよう支援する必要があります。

また、県の地域福祉支援計画については、適切に進行管理し、推進していくことが必要です。

【施策の方向】

4-1 市町への支援

(1) 市町地域福祉計画の改定支援

市町が社会福祉法第107条の規定に沿った地域福祉計画に改定ができるよう支援します。

(2) 市町との円滑な情報共有

社会福祉をめぐる状況や国における制度改正の動き、新たな事業の創設等の情報を迅速に市町に提供するなど、市町との積極的な情報共有に努めます。

4-2 計画の推進

(1) 計画の進行管理

定期的に施策の進捗状況や目標数値の達成状況について把握し、評価するよう努めます。また、評価内容を福井県社会福祉審議会に報告し意見を聞くとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

【数値目標】

項目	基準年度 (2017年度)	目標年度 (2023年度)
社会福祉法改正による追加項目を地域福祉計画に盛り込んだ市町数	—	17市町

參考資料

社会福祉法（昭和26年法律第45号）〈抄〉

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

各個別計画の概要

名 称	福井県障害者福祉計画
策定根拠	障害者基本法第 11 条第 2 項 障害者総合支援法第 89 条第 1 項 児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項
計画期間	2018 年度から 2022 年度（5 年間）
基本理念	障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに支え合い、 幸せに暮らせる共生社会の実現
記載事項	<p>1 共に生きる社会の実現</p> <p>（1）県民理解の促進（2）障害のある人の権利擁護 （3）虐待防止の推進（4）障害のある人等の声の反映 （5）交流の推進</p> <p>2 自立した生活・自己実現の支援</p> <p>（1）意思決定支援の推進（2）相談支援体制の充実 （3）適切な福祉・医療サービスの提供 （4）障害福祉・医療を支える人材確保 （5）意思疎通支援の充実（6）スポーツの振興 （7）文化芸術活動の充実</p> <p>3 ライフステージに応じた生活支援</p> <p>（1）発達障害のある人への支援の充実 （2）障害のある子どもの地域療育体制の整備 （3）医療的ケア児への支援の確保 （4）重症心身障害児者への支援の充実 （5）高齢化対策の充実（6）障害特性に応じた細やかな支援 （7）障害のある子どもの家族等への支援 （8）特別支援教育の充実（9）就労支援の充実</p> <p>4 心の健康の推進</p> <p>（1）精神科医療体制の充実（2）心の健康づくりの推進</p> <p>5 安心・安全な生活環境の整備</p> <p>（1）障害に配慮したまちづくりの推進（2）防災対策の推進 （3）防犯対策の推進（4）交通安全対策の推進 （5）消費者被害の防止</p>

名 称	福井県老人福祉計画 福井県介護保険事業支援計画
策定根拠	老人福祉法第 20 条の 9 介護保険法第 118 条
計画期間	2018 年度から 2020 年度（3 年間）
基本理念	高齢者の幸福と活力ある社会を実現する幸齢社会福井 1 高齢者が健康で生きがいを持って生活できる社会づくり 2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくり 3 豊かな超高齢化社会を実現するための仕組みづくり
記載事項	1 社会参加を通じた「生涯活躍社会」の推進 （1）社会参加の動機づけの強化 （2）社会参加の「通いの場」の整備・充実 （3）社会参加するアクティブシニアのかっせいか （4）運動・栄養等を通じた健康づくり・介護予防の推進 （5）高齢者の活動しやすいまちづくり （6）高齢者向け住まいの充実と住まい方への配慮 2 要支援者・要介護者の自立支援の強化 （1）住民同士が支え合う「住民主体型サービス」の充実 （2）新しい総合事業の重層的サービスの充実 （3）リハビリテーションによる介護予防の推進 （4）「自立応援型介護」の推進 3 医療・介護サービスのレベルアップ （1）在宅ケアの推進および医療・介護連携の推進 （2）認知症施策の推進（3）社会福祉法人の地域貢献 （4）地域包括ケアシステムの深化のための施設整備 （5）老老介護等の家族介護者や独居高齢者等への支援の充実 4 社会を支える介護人材の確保・育成 （1）介護人材の労働環境改善（2）介護業界の魅力発信の強化 （3）求人求職のマッチングの促進（4）介護人材の育成・資質向上 （5）元気な高齢者・潜在介護福祉士等の活用（6）外国人の活用促進 5 超高齢社会の活力づくり （1）介護関連産業の振興（2）高齢者等の UI ターンの促進 （3）高齢者等がいきいきと暮らせるまちづくり （4）地域共生社会の推進

名 称	福井県元気な子ども・子育て応援計画
策定根拠	子ども・子育て支援法第 62 条 次世代育成対策推進法第 9 条 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条 母子保健計画策定指針
計画期間	2015 年度から 2019 年度（5 年間）
基本理念	あふれる出会い福井県 子育て幸福度 日本一
記載事項	<p>1 結婚支援</p> <p>(1) 地域のつながりを活かした縁結び活動の推進 (2) 職域のつながりを活かした縁結び活動の推進 (3) 結婚を希望する人たちの交流機会を創出 (4) 婚活情報の提供 (5) 結婚観・家族観の醸成 (6) 若者が安心して働き、結婚の希望を叶える</p> <p>2 企業の職場環境づくり</p> <p>(1) 両立支援制度の普及啓発に向けた企業への応援 (2) 企業の職場づくりに向けた情報提供 (3) 子育て応援企業の評価による両立支援の取組促進 (4) 女性のキャリアアップと再就職を支援</p> <p>3 家族・地域の子育て支援</p> <p>(1) 男性の家事・育児分担を促進 (2) 親の子育て力の向上 (3) 身近な子育て支援により楽しく子育て (4) 地域社会全体で子育てを応援 (5) 多子政策による 3 人っ子世帯への支援</p> <p>4 幼児教育・保育の充実</p> <p>(1) 保育の充実により働きながら安心して子育て (2) 放課後子どもクラブの実施 (3) 学校教育での子どもの育成 (4) 食育の推進</p> <p>5 安心な妊娠・出産・子育ての環境づくり</p> <p>(1) 周産期医療の実施 (2) 妊娠・出産の支援体制の充実 (3) 不妊治療への支援 (4) 保健医療対策の実施</p> <p>6 専門的な知識や技術を要する支援</p> <p>(1) 特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実 (2) 児童虐待防止対策の充実 (3) 社会的擁護体制の充実 (4) ひとり親家庭の自立支援の推進 (5) 子どもの貧困対策</p>

名 称	福井県ひとり親家庭自立支援計画
策定根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
計画期間	2018年度から2022年度（5年間）
基本理念	子どもの健やかな育ちを支えるとともに、ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らすことができる環境づくり
記載事項	<p>1 子どもの育ちへの支援</p> <p>（1）子どもの学力・生活向上を目指す居場所づくりの推進</p> <p>（2）子どもの進学のための経済的支援</p> <p>（3）養育費確保および面会交流に関する取り決めの促進</p> <p>2 子育てをしている親への就業・生活支援</p> <p>ア 就業支援</p> <p>（1）就業相談の充実（2）就業に向けた能力開発の促進</p> <p>（3）就業機会の創出</p> <p>イ 生活支援</p> <p>（1）子育て支援サービスの充実</p> <p>（2）企業の子育て応援の促進（3）生活基盤の確保</p> <p>（4）生活安定のための経済的支援</p> <p>3 情報提供・相談体制の充実</p> <p>（1）情報提供体制の充実（2）相談体制の充実</p>

福井県地域福祉支援計画の概要

計画策定の趣旨等

○地域社会の状況

- ・人口減少や少子高齢化により地域の支え合い機能が低下
- ・高齢の親と無職单身の子が同居する「8050問題」や介護と育児と育児に直面する「ダブルケア」など複合的な課題が発生
- ・制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係ではなく、地域住民等が共に支え合い、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が必要

○社会福祉法の改正（2017年6月）

- （主な改正点）
 - ・地域住民が主体的に地域生活課題を解決
 - ・複合的課題等に対応できる包括的な支援体制の整備
 - ・県および市町における地域福祉（支援）計画の策定

○計画の位置づけ

- ・市町の地域福祉計画の策定や地域福祉推進に関する取組を広域的な見地から支援
- ・各福祉分野の個別計画（障害者、高齢者、子ども）と連携・整合を図り、各計画に共通する地域福祉に関する事項や個別計画では対応できない事項について、地域福祉の観点から横断的・総合的に記載

○根拠法令

社会福祉法第108条

○計画期間

2019年度から2023年度までの5年間

本県の地域福祉を取り巻く状況

○人口の状況

- ・1999年をピークに年々減少
- ・年少人口と生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加

○世帯の状況

- ・単身世帯や夫婦のみ世帯の割合が増加
- ・1世帯当たりの人数は年々減少

○少子高齢化の状況

- ・出生数は年々減少、合計特殊出生率は全国平均より高く推移
- ・高齢者数は年々増加、高齢化率は全国平均より高く推移

○支援が必要な者の状況

- ・ひきこもりの相談件数は年々増加
- ・高齢者虐待の相談対応件数は減少傾向
- ・児童虐待の相談対応件数は近年増加

基本理念

「身近な地域で互いに支え合い、
誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」

施策の展開

1 地域福祉を支える人づくり

- ポランティア活動者の確保
 - ・小学生対象の高齢者や障害者や障壁者などの福祉教育を推進
 - ・学生や社会人など多様な年代を対象とした福祉施設でのボランティア体験
 - ・団体・障壁者ボランティアを地域の社会貢献活動に誘導、拡大
- 地域における福祉活動の中核となる担い手の育成
 - ・ボランティア、自治会長、民生委員、福祉委員など多様な担い手の連携
 - ・民生委員等を対象とした階層別研修を実施
 - ・定数増による民生委員の負担軽減
- 福祉人材の安定確保
 - ・潜在保育士の掘り起しや就職支援等による保育人材の確保
 - ・保育補助者の配置を支援
 - ・無料職業紹介や福祉就職フェアにより介護など福祉分野で働く人材を確保
 - ・介護施設等において高齢者の能力に応じた補助業務等を行う「ちよこっと就労」の普及
 - ・介護ロボットの導入による介護職員の負担軽減
 - ・外国人材受入れ促進のため日本語学習経費を支援

【目標数値】

- ・福祉人材センター利用の就職者数 200人
- ・「ちよこっと就労」実施事業所数 75事業所
- ・介護ロボットの導入事業所割合 22.0%
- ・介護福祉士養成校外国人累計入学者数 70人

2 誰もが住み慣れた地域で生活できる地域づくり

- 住民主体の地域福祉活動の促進
 - ・県内に根付いている社会奉仕やおやすみそそ分け文化など地域のつながりの力の維持・醸成
 - ・自治会、民生委員等による高齢世帯や児童の見守り活動の促進
 - ・地域の公民館や空き家を活用した高齢者等が気軽に通える「通いの場」の整備
- 誰にも優しいまちづくり
 - ・障害者等の日常生活に必要な施設のバリアフリー整備の促進
 - ・共生社会条例の普及による差別意識の解消など、心のバリアフリーの推進
 - ・認知症の人や家族を見守る認知症サポーターの養成
 - ・人権フェスティバルなどを通じた人権尊重意識の普及啓発
- 災害に備えた体制の整備
 - ・要配慮者の避難所生活に関するマニュアル作成等の体制整備
 - ・地域における平常時から要配慮者に関する情報共有の促進
 - ・社会福祉施設職員を対象とした災害時の避難等に関する研修を実施

【目標数値】

- ・「通いの場」設置箇所数 全業港・町内会 187,000人
- ・認知症サポーター一延べ養成数 400回
- ・共生社会条例出前講座延べ実施回数 400回
- ・福祉避難所マニュアル作成市町数 17市町

3 地域福祉サービスの基盤づくり

- 包括的な支援体制の整備
 - ・複合的な課題を抱える相談者等に対する市町の総合相談体制の整備促進
 - ・市町の総合相談体制において関係機関等との調整を行う相談支援包括化推進員を育成
 - ・生活困難者の抱えている課題を分析し、自立を促進
- 福祉サービスの質の向上
 - ・県社協に設置した運営適正化委員会で利用者からの苦情を適切に解決
 - ・社会福祉法人に対し福祉サービス第三者評価制度の利用を促進

【目標数値】

- ・包括的支援体制構築市町数 17市町

4 市町への支援、計画の推進

- ・市町地域福祉計画の改正に対する助言
- ・国の制度改正や新規事業に関する情報提供

【目標数値】

- ・社会福祉法改正による追加項目を地域福祉計画に盛り込んだ市町数 17市町

福井県社会福祉審議会委員名簿

	氏名	役職名
委員長	松木 健一	福井大学大学院（教職大学院）
副委員長	高松 康二	福井県社会福祉協議会専務理事
委員	安房 竜矢	福井障害者職業センター所長
〃	上木 実千枝	福井県身体障害者福祉連合会監事
〃	大島 友治	福井県民生委員児童委員協議会会長
〃	納村 亮	福井県心身障害児者福祉団体連合会会長
〃	加藤 まどか	福井県立大学学術教養センター准教授
〃	木村 愛子	福井県みらい子育てネット母親クラブ連絡協議会会長
〃	木間 幸生	福井県知的障害者福祉協会会長
〃	澤田 夏彦	福井県社会福祉協議会保育部会長
〃	塩野 宏	福井県社会的養護施設協議会会長
〃	杉本 博	光道園鯖江事業所長
〃	平等 智恵	（一財）福井県母子寡婦福祉連合会会長
〃	田村 洋子	福井県連合婦人会会長
〃	橋爪 泰夫	福井県立病院院長
〃	樋村 禎子	（公社）福井県看護協会会長
〃	福谷 光則	福井県里親会会長
〃	藤本 澄子	（一財）福井県老人クラブ連合会副会長
〃	松本 行生	福井県小学校長会会員
〃	皆川 恭英	福井県老人福祉施設協議会会長
〃	四谷 昌嗣	（公社）福井県理学療法士会会長

※委員は五十音順

計画策定の経過

日程	内容
平成30年 8月17日	第1回福井県社会福祉審議会開催 計画の概要について
11月19日	第2回福井県社会福祉審議会開催 計画の骨子（案）について
11月20日 ～12月14日	市町への意見聴取
平成31年 1月28日	第3回福井県社会福祉審議会開催 計画（案）について
2月15日 ～2月28日	パブリックコメントの実施
3月28日	計画決定

福井県地域福祉支援計画

発行 2019（平成31）年3月

編集 福井県健康福祉部地域福祉課

TEL : (0776) 20-0326

FAX : (0776) 20-0637

E-mail : chifuku@pref.fukui.lg.jp